

水泳場における安全で衛生的な維持管理基準

- 1 風水害、高波等のおそれのあるときは、水泳をさせないこと。
- 2 水泳場内には、汚物、^{かわら}瓦、ガラス等の危険物を捨てたり、汚水や汚物を流入又は滞留させないこと。
- 3 休憩所、更衣所、洗浄設備、便所等は、毎日1回以上清掃し、清潔な状態を保持すること。
- 4 監視人は、高校生以上であって、かつ、肉体的、技術的にふさわしい者を適当数配置し、利用時間中は、常時監視させること。
- 5 監視人は、服装その他で利用者から容易に識別できるようにしておくこと。
- 6 場内を著しく不潔にし、又は保健衛生上危害のある行為をする者に対しては、その行為を止めさせること。
- 7 救護のため2以上の最寄りの診療所又は病院を把握しておくこと。
- 8 利用者の心得、利用時期等を場内の見やすい場所に掲示すること。
- 9 管理日誌を備え、必要事項を記載すること。
- 10 水質検査は、開場前に1回、開場期間中は月1回以上実施すること。